

不公正取引等規制細則

(目的)

第1条 この細則は、業務規程第35条の規定に基づき、株式会社堂島取引所（以下「本所」という。）の商品市場における取引に関する調査及びその結果に基づく措置に関し必要な事項を定める。

(調査等)

第2条 本所は、本所の商品市場における相場操縦等、不公正な取引及び行為（以下「不公正な取引等」という。）を排除し又は未然に防止することにより取引の公正の確保を図るため、本所の商品市場における取引又は行為が、別表に掲げる類型に該当する可能性がある場合において、業務規程第35条第2項の規定に基づき、当該行為の当事者たる取引参加者又は受託取引参加者に取引を委託した委託者（取次者及び取次委託者を含む。以下同じ。）に対し説明又は資料の提出を求め、当該説明および資料を調査する。

(処分等)

第3条 本所は、前条に定める調査の結果、本所の商品市場における取引又は行為が、不公正な取引等に該当すると認めた場合又は改善が必要と認めた場合は、当該取引又は行為を行った者に対し、業務規程第35条第1項に規定する処分又は業務規程第137条第1項第8号に定める制裁を行い、又はこれを併科するほか、口頭若しくは文書により注意を喚起すること又は当該状態の改善のための所要の方策を講じるよう要請することができる。

(措置に関する判断の基準)

第4条 本所は、前条に定める措置を命じる場合において、次の各号に掲げる事項及びその他の事情を勘案し判断する。

- (1) 市場に与える影響の程度
- (2) 不公正な行為等の規模（当該不公正な取引等による利益の規模、関与者の人的規模等）
- (3) 過失の程度
- (4) 過去の同じ行為での措置の有無及びその頻度
- (5) 再発防止策の実効性
- (6) 調査への協力姿勢

(変更又は廃止)

第5条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の不公正取引等規制細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

別表

○不公正な取引等に係る類型の例示

1. 公正な価格形成を阻害するおそれのある不公正な取引

(1) いわゆる「仮装売買」

取引が繁盛であると誤解させる等相場状況に関し第三者に誤解させる目的をもって、同一人物が、同時期に、同価格で、売付けと買付けを行う所有権の移転を目的としない取引

(2) いわゆる「馴れ合い取引」

取引が繁盛であると誤解させる等相場状況に関し第三者に誤解させる目的をもって、売手と買手が通謀して、同時期に、同価格で、売付けと買付けを行う取引

(3) いわゆる「見せ玉」を利用した取引

取引が繁盛であると誤解させる等相場状況に関し第三者に誤解させる目的をもって、約定させる意思なく大量の注文の発注・取消を頻繁に繰り返して第三者の注文を誘引し、誘い込まれた注文に自己の注文を対当させることで有利に約定させる取引

(4) いわゆる「相場操縦」

イ 相場を高く（安く）する目的をもって、継続的に買（売）付けたり、当日の高（安）値付近での約定を反復するような取引、又は相場を意図する水準に固定する目的をもって、市場の買い（売り）注文数量に合わせて売（買）付けるような取引

ロ 相場を高く（安く）する目的をもって、商品市場外で行う上場商品構成物品の売買その他の取引。

(5) いわゆる「仮名・借名取引」

(1)から(4)までに掲げる取引を偽装する目的をもって、自己の名称を用いずに他人名義、架空名義で行う取引

2. 公正な価格形成を阻害するおそれのある不公正な行為（取引に至らないものであっても該当する）

(1) いわゆる「風説の流布」

相場の変動を図ることにより利得を得る目的をもって、虚偽の情報（風説）を流布する行為

(2) いわゆる「なれ合い」

取引が繁盛であると誤解させる等相場状況に関し第三者に誤解させる目的をもって、売手と買手が通謀して、同時期に、同価格で、売りと買いの注文を行う行為

(3) いわゆる「見せ玉」

取引が繁盛であると誤解させる等相場状況に関し第三者に誤解させる目的又は相

場を高く（安く）する目的をもって、約定させる意思なく大量の注文の発注・取消を頻繁に繰り返して第三者の取引を誘引する行為

3. 必ずしも 1. の不公正な取引には該当しないが、委託者との関係で不公正とされる取引

(1) いわゆる「フロントランニング」

委託者から取引の委託を受けた際、委託の注文により価格が変動することを利用して、当該委託の取引を成立させる前に、自己の計算において同一の取引を成立させる目的をもって、当該委託者の注文より有利な価格（買付けの場合は安い価格、売付けの場合は高い価格をいう）で約定させる取引

(2) （委託注文を利用した）自己への利益付替え

ザラバ取引中において委託の売注文及び委託の買注文を受託した際、委託注文を利用して自己取引に利益を得る目的で、両注文を即時に発注せずに、まず、委託の売（買）注文とそれに対当する自己の買（売）注文を発注して約定させ、次に、当該約定値段よりも高い（安い）価格で約定するような自己の売（買）注文の発注及び委託の買（売）注文を発注して約定させる行為